

毎週火・金曜日発行

秋田県公報

目 次

告示

- 生活保護法による介護機関の指定(七三・福祉政策課)……………1
- 漁船損害等補償法による付保義務の同意に係る発起人とな

る旨の届出(七四・団体指導室)……………1

- 建設業法による経営規模等評価の申請及び総合評定値の通知の請求の時期及び方法等(七五・建設管理課)……………2
- 都市計画の変更による送付図書縦覧(七六・都市計画課)……………3
- 港湾法に基づく所有者不明船舶の撤去(七七・港湾空港課)……………3
- 農地保有合理化事業規程の変更の承認(七八・北秋田地域振興局農林部)……………3
- 土地改良区の定款変更の認可(仙北地域振興局農林部)……………4
- 秋田県企業職員給与規程の一部を改正する規程(一・公営企業課)……………4

公 告

- 秋田県企業職員給与規程の一部を改正する規程(一・公営企業課)……………4

告 示

秋田県告示第七十三号
 生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。以下同じ。)第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助及び介護支援給付のための介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定に基づき、告示する。

平成二十一年二月二十日

秋田県知事 寺 田 典 城

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	サービスの種類	指定年月日
湯のデイ「福寿荘」	社会福祉法人 雄勝福祉会 理事長	湯沢市秋ノ宮字湯ノ岱八十二番地三	通所介護、介護予防通所介護	平成二十一年一月一日
医療法人恵愛会鹿角中央病院デイサービスセンター	医療法人 恵愛会 理事長	鹿角市花輪字扇ノ間七一一	介護予防通所介護	平成二十年十一月一日
東恵園指定福祉用具貸与事業所	社会福祉法人花輪ふくし会 理事長	鹿角市花輪字古館五番地一	福祉用具貸与	平成二十年十一月一日
グループホームほほえみの家	株式会社 大曲仙北介護支援事業所 代表取締役	大仙市戸地谷字川前二百九一二	介護予防認知症対応型共同生活介護	平成二十一年一月一日
ケアプランセンター神岡	合同会社 大仙健康福祉会 代表社員	大仙市神宮寺字笹倉十五一五	居宅介護支援事業	平成二十一年一月二十六日

秋田県告示第七十四号

漁船損害等補償法施行令(昭和二十七年政令第六十八号)第五
 条第一項の規定により、漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第

二十八号)第一百二十二条第一項に規定する同意に係る発起人となる旨の届出があったので、同令第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公示し、指定漁船調書を縦覧に供する。

平成二十一年二月二十日

秋田県知事 寺 田 典 城

届 出 事 項	縦 覧 期 間	縦 覧 場 所
発起人の住所及び氏名 にかほ市象潟町二丁目塩越二十九番地三 佐々木 増 春	加入区 漁船損害等補償法第十三条 第一項の申出をする 漁業協同組合の名称	指定漁船調書の縦覧の期間及び場所 にかほ市象潟町字入湖の潤十九の三

にかほ市象潟町字小砂川中磯七十二番地	加藤長悦	象潟	秋田県漁業協同組合	六日まで	秋田県漁業協同組合南部総括支所象潟支所
にかほ市金浦字頃田二百三十二番地一	柳田章	金浦	秋田県漁業協同組合	平成二十一年二月二十日から同年三月六日まで	にかほ市金浦字塩焚浜番外地 秋田県漁業協同組合南部総括支所
にかほ市飛字飛ヶ崎一番地	佐々木鉄也				
にかほ市三森字浜田百九十三番地	伊藤重之	仁賀保	秋田県漁業協同組合	平成二十一年二月二十日から同年三月六日まで	にかほ市平沢字上町四十二 秋田県漁業協同組合南部総括支所平沢支所
にかほ市平沢字前谷地百十六番地四十	佐藤直助				
男鹿市北浦入道崎字家の上三百二十五番地	鎌田幸博	畠	秋田県漁業協同組合	平成二十一年二月二十日から同年三月六日まで	男鹿市北浦入道崎字嶋畑五十三番地 秋田県漁業協同組合北浦総括支所畠支所
男鹿市北浦西黒沢字中山二番地一号	加藤金良				
能代市能代町字日和山下二十二番地	大原文雄	能代市	秋田県漁業協同組合	平成二十一年二月二十日から同年三月六日まで	能代市能代町字日和山下十三番地 秋田県漁業協同組合北浦総括支所能代支所
能代市浅内字浜浅内六十番地	平川博勝		能代市浅内漁業協同組合	平成二十一年二月二十日から同年三月六日まで	能代市浅内字浅内八十三番地 能代市浅内漁業協同組合
山本郡八峰町八森字岩館八番地	千葉好美				
山本郡八峰町八森字滝の間二百五十三番地二	藤田博英	八森	秋田県漁業協同組合	平成二十一年二月二十日から同年三月六日まで	山本郡八峰町八森字横間百五十六番地先 秋田県漁業協同組合北部総括支所

秋田県告示第七十五号

建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号。以下「省令」という。）第十九条の六第一項及び第二十一条の二第一項の規定に基づき、平成二十一年度に行う建設業法（昭和二十四年法律第九号。以下「法」という。）第二十七条の二十六第一項の規定による経営規模等評価の申請及び法第二十七条の二十九第一項の規定による総合評定値の通知の請求（以下「申請等」という。）の時期及び方法を次のとおり定め、公示する。

平成二十一年二月二十日

秋田県知事 寺田典城

一 申請等の時期及び方法

(一) 申請等の時期	
個人及び決算期の属する月が平成二十年十月から同年十二月までである法人	平成二十一年三月十八日及び同月十九日
決算期の属する月が平成二十一年一月から同年三月までである法人	平成二十一年七月二日及び同月三日
決算期の属する月が平成	

(二) 申請等の方法	
主たる営業所の所在地を所管する地域振興局総務企画部経理課（秋田地域振興局は総務経理課）に二の書類を持参して	
二十一年四月から同年六月までである法人	平成二十一年十月一日及び同月二日
決算期の属する月が平成二十一年七月から同年九月までである法人	平成二十一年十二月十日及び同月十一日

- 提出すること。
- (一)の時期に申請等を行うことができない者又は(二)の方法以外の方法により申請等を行う必要があると認められる者に係る申請等の時期及び方法は、建設交通部建設管理課長が別途指定する。
- 二 申請等に必要なる書類
- (一) 申請書又は請求書
省令別記様式第二十五号の十一による経営規模等評価申請書又は総合評定値請求書
- (二) 添付書類
- (1) (一)の申請書又は請求書に記載した審査対象事業年度及び審査対象事業年度の前審査対象事業年度の完成工事高に係る省令別記様式第二号による工事経歴書(税抜)
- (2) (一)の申請書又は請求書に記載した審査対象事業年度の前々審査対象事業年度の完成工事高に係る工事の内訳明細書
- (3) 省令別記様式第二十五号の十による経営状況分析結果通知書(総合評定値の通知の請求をする場合に限る。)
- 三 手数料及びその納付方法
- (一) 手数料の額
- (1) 経営規模等評価申請手数料の額
八千円と二千三百円に評価に係る建設業の種類数を乗じて得た額との合計額
- (2) 総合評定値通知請求手数料の額
四百円と二百円に通知に係る建設業の種類数を乗じて得た額との合計額
- (二) 納付方法
申請等をする際、秋田県証紙により納付すること。
経営規模等評価の結果又は総合評定値の通知
省令別記様式第二十五号の十二による経営規模等評価結果通知書又は総合評定値通知書の郵送により通知する。
経営規模等評価に係る再審査
法第二十七条の二十八及び省令第二十条第二項に規定する者は、(一)及び(二)に定めるところにより経営規模等評価の再審査の申立てをすることができる。
- (一) 申立ての時期及び方法
- (1) 法第二十七条の二十八に規定する者
経営規模等評価の結果の通知を受けた日から三十日以内に建設交通部建設管理課に(二)の書類を持参して提出すること。
- (2) 省令第二十条第二項に規定する者

- 同項に規定する評価方法の改正の日から百二十日以内に
- (一)の地域振興局総務企画部経理課(秋田地域振興局は総務経理課)に(二)の書類を持参して提出すること。
- 申立てに必要な書類
- (1) 省令別記様式第二十五号の十一による経営規模等評価再審査申立書
- (2) 経営規模等評価結果通知書(省令第二十条第二項の規定により申立てをする場合は写し。)
- (3) 総合評定値通知書(総合評定値の通知を受けた場合に限る。省令第二十条第二項の規定により申立てをする場合は写し。)
- (4) 省令別記様式第二十五号の十による経営状況分析結果通知書(省令第二十条第二項の規定により申立てをする場合で、再審査前の総合評定値の通知を受けた場合に限る。)
- (5) 異議のある審査項目についてその事実の確認に必要な書類(法第二十七条の二十八の規定により申立てをする場合に限る。)
- (三) 再審査の結果の通知
省令別記様式第二十五号の十二による経営規模等評価結果通知書(再審査前の総合評定値を通知した場合は、経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書)の郵送により通知する。
- 六 問い合わせ先
秋田市山王四丁目一番一号
秋田県建設交通部建設管理課建設業班(電話番号〇一八―八六〇―二四二五)
- 秋田県告示第七十六号
都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、にかほ市長から都市計画の図書の写しの送付があったので、都市計画法施行規則(昭和四十四年建設省令第四十九号)第十二条の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成二十一年二月二十日
秋田県知事 寺 田 典 城
- 一 縦覧に供すべき図書
仁賀保都市計画、金浦都市計画及び象潟都市計画下水道(にかほ市公共下水道)の変更の総括図、計画図及び計画書
- 二 縦覧場所
秋田市山王四丁目一番一号 建設交通部都市計画課

秋田県告示第七十七号
港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第三十七条の三第一項の規定に違反して、船川港の港湾区域及び港湾隣接地域の放置等禁止区域内において次の船舶を捨て、又は放置した行為について、同法第五十六条の四第一項の規定による必要な措置を命ずべき者を確認することができないので、同条第二項の規定に基づき、平成二十一年三月二十三日までに当該放置等禁止区域から船舶を撤去すべきこと、及びその期限までに撤去しないときは港湾管理者が撤去することを、公告する。
平成二十一年二月二十日
船川港港湾管理者
秋田県知事 寺 田 典 城

番号	名称又は種類	形状等	数量	放置場所	備考
一	モーターボート	長さ5・0m ×幅1・7m 白色(外部) 白・青色(内部)	一	男鹿市船川港比詰羽立地内	船舶プレート番号 YNGO31 S2M811
二	モーターボート	長さ4・4m ×幅1・5m 白色(外部)	一	男鹿市船川港比詰羽立地内	ブルーシートで覆われている
三	モーターボート	長さ3・8m ×幅1・5m 水色(外部)	一	男鹿市船川港比詰羽立地内	
四	モーターボート	長さ3・3m ×幅1・3m 白色(外部)	一	男鹿市船川港比詰羽立地内	

秋田県告示第七十八号
農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)第八条第一項の規定により、次のとおり農地保有合理化事業規程の変更を承認したので、同条第二項において準用する同法第七条第五項の規定に基づき、公告する。
平成二十一年二月二十日
秋田県知事 寺 田 典 城

一 農地保有合理化事業規程の変更を行う者
あきた北央農業協同組合

二 農地保有合理化事業の種類
農業経営基盤強化促進法第四条第二項各号に掲げる事業

三 変更内容

農業経営基盤強化促進法関係事務に係る処理基準の改正に伴う農用地等の売渡し等の相手方に係る要件の変更等
四 農地保有合理化事業規程の変更を承認した日
平成二十一年二月九日

公 告

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、仙北平野豊川土地改良区から申請があった定款変更について、平成二十一年二月九日認可したので、同条第三項の規定に基づき、公告する。
平成二十一年二月二十日

秋田県知事 寺 田 典 城

公営企業管理規程

秋田県企業職員給与規程の一部を改正する規程をここに公布する。
平成二十一年二月二十日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県公営企業管理規程第一号

秋田県企業職員給与規程の一部を改正する規程

秋田県企業職員給与規程(昭和四十二年秋田県公営企業管理規程第一号)の一部を次のように改正する。

第十八条の三中「第十三条の五第二項」の下に「及び第十三条の六第二項」を加える。

第二十二條の二中「第十三条の六」を「第十三条の七」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

発行者 秋 田 県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金 一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話(86)八七六六 FAX(86)〇〇五
E-mail:matsubar@matubaransatsu.co.jp

印刷者 秋田市山王七丁目五番二十九号 松原繁雄